令和元年度　公文書開示状況（１月決定分）　総務局　　様式

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R1.12.26	R2.1.7	・路面補修工事（３１八の１）その２ 工事設計書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費総括書、諸経費計算書	36	1															八丈支庁土木課
2	R1.12.23	R2.1.14	平成28年度第２回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成28年度第３回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成29年度第２回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成29年度第３回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成30年度第３回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成30年度第４回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 令和元年度第２回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 令和元年度第３回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式	491	1															人事部職員支援課
3	R1.12.23	R2.1.14	平成28年度第１回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成28年度第４回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成29年度第１回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成29年度第４回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成30年度第１回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 平成30年度第２回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式 令和元年度第１回セクシュアルハラスメント防止連絡会議資料一式			1								1					（第７条第６号） 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	人事部職員支援課
4	R1.12.25	R2.1.15	第６回「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会」資料	1		1					1			1					（第７条第２号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため （第７条第５号） 都の附属機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	人権部企画課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
5	R1.12.25	R2.1.15	・令和元年12月９日に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第12条第１項に基づく表現活動の概要等の公表に関して １　９月15日の件に関する申出（令和元年９月16日10時33分メール） ２　９月15日の件に関する申出（令和元年９月16日11時56分メール） ３　９月15日の件に関する申出（令和元年９月16日14時21分メール） ４　９月15日の件に関する申出（令和元年９月16日12時19分メール） ５　９月15日の件に関する申出（令和元年９月17日１時32分メール） ６　９月15日の件に関する申出（令和元年９月17日19時41分メール） ７　９月15日の件に関する申出（令和元年９月18日４時36分メール） ８　９月15日の件に関する申出（令和元年９月18日21時36分メール） ９　９月15日の件に関する申出（令和元年９月20日15時11分メール、同年９月24日収受文書） 10　９月15日の件に関する申出（令和元年10月30日４時８分メール）	－			1				1									（第７条第２号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	人権部企画課
6	R1.12.25	R2.1.15	12月９日に公開したヘイトスピーチ事案を決定する際の原議	－				1											不当な差別的言動の決定等に関して、原議は作成しておらず、存在していない。	人権部企画課
7	R2.1.9	R2.1.15	三宅支庁管内設計単価表（2019年12月１日）	240		1						1			1				（第７条第３号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （第７条第６号） 法人等が任意に提供した情報であり、公にすることにより当該法人との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	三宅支庁土木港湾課
8	R2.1.9	R2.1.15	三宅支庁管内設計単価表（2020年１月１日）	241		1						1			1				（第７条第３号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （第７条第６号） 法人等が任意に提供した情報であり、公にすることにより当該法人との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	三宅支庁土木港湾課
9	R2.1.6	R2.1.20	令和元年度幹部研修「課長研修I」「課長の仕事の進め方」テキスト	32	1															人事部人事課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
10	R2.1.6	R2.1.21	・税務訴訟　行政　発生　〔主税局〕　（令和元年 下半期） ・税務訴訟　行政　終了　〔主税局〕　（令和元年 下半期） ・税務訴訟　民事　発生　〔主税局〕　（令和元年 下半期） ・税務訴訟　民事　終了　〔主税局〕　（令和元年 下半期） ・審査請求「発生」事件名一覧〔主税局〕（令和元年 下半期） ・審査請求「完結」事件名一覧〔主税局〕（令和元年 下半期） ただし、以下の情報を除く。 ⑴　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 ⑵　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ⑶　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	6	1															総務部法務課
11	R2.1.6	R2.1.21	令和元年７月１日から同年１２月３１日までに完結した以下の審査請求事件の裁決書（裁決書の電子データを印刷したもの） 固定資産税・都市計画税の賦課処分に関するもので、取下げになったもの以外のもの 令和元年９月３日付３０総総法査第１５６号裁決書 令和元年７月１日付３０総総法査第１７２号ないし第１７６号及び第２１４号裁決書 令和元年７月２４日付３０総総法査第２０１号裁決書 令和元年１１月２２日付３０総総法査第２２２号裁決書 令和元年１１月１３日付３０総総法査第２７５号裁決書 令和元年１２月１８日付３０総総法査第３１８号裁決書 令和元年９月１１日付３０総総法査第３１９号裁決書 令和元年９月１１日付３０総総法査第３４２号裁決書 令和元年８月２９日付３１総総法査第２６２号及び第２６３号裁決書 令和年８月２１日付３１総総法査第３２１号裁決書 令和元年１２月１９日３１総総法査第４２３号ないし第４２５号裁決書 ただし、以下の情報を除く。 ⑴　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 ⑵　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ⑶　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	126	1															総務部法務課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
12	R2.1.6	R2.1.21	令和元年７月１日から同年１２月３１日までに完結した以下の審査請求事件の裁決書（裁決書の電子データを印刷したもの） 不動産取得税の賦課処分及び不動産取得税減税決定処分、事業所税更正決定処分に関するもので、取下げになったもの以外のもの 令和元年１１月１３日付３０総総法査第２７３号及び第２７４号裁決書 令和元年８月２１日付３０総総法査第４５３号及び第４５４号裁決書 令和元年１０月２８日付３０総総法査第１１２１号裁決書 令和元年１１月２１日付３０総総法査第１１３８号裁決書 令和元年１０月１１日付３０総総法査第１１６８号裁決書 令和元年７月２４日付３１総総法査第１５２号ないし第１５４号裁決書 令和元年１１月８日付３１総総法査第４００号裁決書 令和元年１１月１４日付３１総総法査第４１４号及び第４１５号裁決書 令和元年１１月１４日付３１総総法査第４１６号ないし第４１８号裁決書 ただし、以下の情報を除く。 ⑴　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 ⑵　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ⑶　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	87	1															総務部法務課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
13	R2.1.6	R2.1.21	令和元年７月１日から同年１２月３１日までに完結した以下の審査請求事件の裁決書（裁決書の電子データを印刷したもの） 個人事業税及び法人事業税の賦課・更正決定処分等に関するもので、取下げになったもの以外のもの 令和元年１０月２５日付３０総総法査第２６２号裁決書 令和元年９月１８日付３０総総法査第４７８号号裁決書 令和元年８月２２日付３０総総法査第４９４号及び第５０７号裁決書 令和元年７月３１日付３０総総法査第１００１号裁決書 令和元年１０月１０日付３０総総法査第１０９２号裁決書 ただし、以下の情報を除く。 ⑴　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 ⑵　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ⑶　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	82	1															総務部法務課
14	R2.1.9	R2.1.23	小笠原支庁管内設計単価表（2020年1月1日）	241		1						1			1				（第７条第３号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （第７条第６号） 法人等が任意に提供した情報であり、公にすることにより当該法人との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	小笠原支庁土木課